

【演習②】

任意後見等の理解

◆講 師

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

相談役 矢頭 範之 氏

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター

専門相談員 丸山 広子 氏

任意後見等の理解

演 習

1

研修のねらいと項目

任意後見制度の基本について理解し、中核機関においてどのような相談対応を行うのかイメージできるようになる。

民事信託に関する相談を受ける際の留意点について理解する。

任意後見制度や民事信託等の相談を受ける際の、中核機関のスタンスを理解する。

【オンデマンド配信】

- A 任意後見制度の概要
- B 民事信託の基本的理解

【ライブ配信】

- C 演 習
- D 任意後見制度に関する中核機関の役割と想定される相談内容
- E まとめ

2

C 演 習

別冊資料②と一緒に参照してください

3

C 演習

オンライン ライブ演習の説明

- ワークは6つあります（グループワーク6回）。すべて同じグループ（4～5人）で話し合います。
- 限られた時間での演習となりますので、全員が発言できるよう、それぞれにご配慮お願いします。
- 「全体集合」で講師が演習の説明や解説を行い、「ブレイクアウト」でグループワーク開始となります。
- 「全体集合」と「ブレイクアウト」は行ったり来たりしますが、事前に指定した時間で自動的に移動します。
- 「ブレイクアウト」中に講師や厚労省・事務局がワークの様子を見に行くことがあります（全体共有のため）。
- グループ番号は、ブレイクアウトルームに参加する際のルーム番号となっています。通信トラブル等の問い合わせでも必要になりますので、必ずスクリーンネームに入力くださいますようお願いいたします。

4

事例の読み上げ

別冊資料② 演習シートの2ページをご覧下さい。

5

【ブレイクアウトワーク】

Q1 昭夫さんに任意後見の説明をします。

中核機関として、説明した方が良いこと、

確認しておいた方が良いことはどのようなことですか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、グループに分かれます（運営側が操作をします）。
- 最初に1人30秒程度、自己紹介をしてください。（市区町村名、所属、氏名、挨拶）所在地の北から順に、お願いします。
- 演習シートの3ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

6

【ブレイクアウトワーク】

Q2 昭夫さんが、
法律職の第三者と「任意後見契約を結ぼうかな」
「専門の人に相談してみようかな」と考えるようになりました。
中核機関として、どのように関わることが考えられますか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、先ほどのグループに分かれます。
- 演習シートの7ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

8

【ブレイクアウトワーク】

Q3 昭夫さんから契約書の案を見せられ、
「これでいいと思うか？」と聞かれました。
どう対応しますか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、先ほどのグループに分かれます。
- 演習シートの11ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

11

【ブレイクアウトワーク】

Q4 任意後見制度について、
どのような広報があると考えられますか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、先ほどのグループに分かれます。
- 演習シートの15ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

13

【全体集合ワーク】

全体共有

講師が、グループワーク全体の状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

15

事例の読み上げ

別冊資料② 演習シートの18ページをご覧下さい。

【事例のその後】

鈴木昭夫さんは、
佐藤さんという法律職と、
任意後見契約を結びました



pixta.jp - 26204726

16

【ブレイクアウトワーク】

Q5 これからどんな手続きをしますか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、先ほどのグループに分かれます。
- 演習シートの19ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

17

【ブレイクアウトワーク】

Q6 もし、(契約をしたことを)忘れている、
または「いやだ」と言った場合は
どのように対応しますか？

- 講師が「ブレイクアウトします」というと、先ほどのグループに分かれます。
- 演習シートの23ページを、グループでの話し合いのメモ欄としてご利用ください。
- 時間になったら、全体集合状態になり、講師が解説します。

19

D 任意後見制度における 中核機関の役割

21

任意後見制度の周知・広報

- 勉強会、講座等の開催
- 任意後見制度を説明するためのツールの準備

22

権利擁護の相談支援 ①

- わかりやすい説明
 - わかりやすいツールの準備
 - 説明し忘れることが無いよう、必ず伝えることをチェック
- 相談したいと思ったエピソードの確認
 - すでに物忘れが始まっている場合の対応
 - 補助の申立の支援、即効型
 - 病院や施設に、任意後見契約を条件とされている場合

23

権利擁護の相談支援 ②

- 第三者との契約を望む場合
 - 複数の相談先の紹介、本人が選択することへの支援
 - 専門職団体との連携
- 親族や知人との契約を望む場合
 - 監督人の報酬の発生についての説明
 - 他にも親族がいる場合の注意点（適正プロセス）

24

権利擁護の相談支援 ③

- 契約締結までの伴走
 - 本人の契約内容の決定への支援
 - 説明が理解できているか
 - 意向を伝えられているか
 - 本人のペースで考えられているか

※契約書案について、受任候補者以外の第三者に相談できる仕組みを持つると安心

25

権利擁護支援チームの形成支援 発効までの場面 ①

- 見守り契約における、受任者と地域の連携
 - 本人がどのような生活を送っているか、必要に応じて把握できるよう支援（本人らしさの継続のため）
 - 判断能力低下の状態を把握できるよう支援
- 本人の意向の確認
 - 不安に思っていることはないか
 - 解除したいと思っていないか

26

権利擁護支援チームの形成支援 発効までの場面 ②

- 任意後見受任者への苦情や不信がある場合
 - 事実の確認（できるかぎり）
 - 本人の意向確認
 - 専門職の場合は専門職団体への情報提供、指導の要請
 - 親族や知人の場合は、虐待通報の検討

※必要に応じて、解除の支援や法定後見申立ての検討を実施する。協議会等にいる専門職からのアドバイスも受けながら、組織決定していくことが求められる。

27

権利擁護支援チームの自立支援

- 専門職や親族が、本人の支援において分からぬことがある場合に相談を受ける
- 本人や福祉・介護の支援者が、後見人とチームを編成できない場合の支援
- 死後の事務についての情報提供

28

新宿区成年後見センター(新宿区社会福祉協議会) (社会福祉協議会が任意後見人となる事業の取組例)

■ 任意後見事業(平成30年4月～開始)

新宿区社協が法人として任意後見契約を締結。契約締結後、社協職員が定期的に見守り訪問を実施。判断能力が低下した場合には、家裁に任意後見監督人選任の申立を行い、任意後見契約に基づき支援。

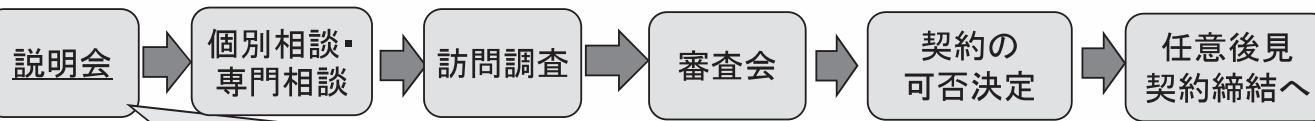
■ 事業の内容

見守り訪問 (必須)	担当者が自宅を訪問(月1回)、健康状態や困りごとの確認(判断能力が低下した場合、任意後見監督人の選任申立てを検討)。利用料: ¥1,500/時間
---------------	--

日常的金銭支払支援等 (任意)	判断能力は低下していないが、身体的に銀行に行ったり、支払を行ったりするのが困難な場合や、入院・入所中の支援が必要な場合。利用料: ¥1,500/時間
--------------------	--

任意後見契約の締結 (必須)	判断能力が低下して支援が必要になれば、家裁に任意後見監督人選任を申立。監督人の選任後、新宿区社協が任意後見人としてあらかじめ締結した契約に基づき、本人の福祉サービス等の契約手続や財産管理を行う。 任意後見業務報酬: 契約書で定めた金額(管理財産額に応じて¥10,000~/月) ※別途、任意後見監督人の報酬あり
-------------------	---

■ 事業利用までの流れ



「任意後見事業説明会」

⇒ 住民に向けて事業内容や利用方法等を丁寧に分かりやすく説明。年数回開催、1回当たり数十名が参加。

29

話し合ってみましょう

- 「今後のこと」を不安に思う人へ、これからどのようなことに取り組もうと考えましたか？

30



成年後見制度利用促進【第6回】都道府県交流会

K-ねっとへの相談から



社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

出典:成年後見制度利用促進【第6回】都道府県交流会(R4.12.7開催)資料

31

○知的障害がある未成年の子を持つ親が、子に代わって、自らを任意後見受任者とする任意後見契約を結ぶことについて、K-ねっとに質問があり、厚生労働省を通じて法務省から回答を得ました。
親権者が子を代理して自身を任意後見受任者として締結した任意後見契約について、法務省の見解は以下のとおりです。

- ・単独親権者が子を代理して自身を任意後見受任者として締結した任意後見契約及び共同親権者である父母が子を代理して当該父母の一方又は双方を任意後見受任者として締結した任意後見契約については、民法第826条第1項に反して無権代理行為となることから、子が未成年である場合にあってはその特別代理人、子が成年に達しており意思能力を有する場合にあっては子本人、子が成年に達しており意思能力を有しない場合にあっては成年後見人のいずれかによって追認がされない限り、当該契約は子に対して効力を生じないものと考えます。なお、追認は、公正証書又は公証人の認証を受けた書面による必要があるものと考えます。
- ・同様に、未成年の子の共同親権者の一方のみが子を代理して、他方の親権者を任意後見受任者として締結した任意後見契約についても、民法第818条第3項本文に反して無権代理行為となることから、上記と同様の追認がない限り、当該契約は子に対して効力を生じないものと考えます。
- ・なお、上記の見解は既に契約を締結した場合を前提にしたもので、今後公正証書により任意後見契約を締結する場合は、その時点から特別代理人が必要になると思われます。日本公証人連合会の以下のHP（Q5）にもその旨が記載されています。
<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow04>

32

(参考) 日本公証人連合会ホームページ <https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow04>

Q 5. 意思能力が欠ける未成年者の子を持つ親が、子に代わって、自らを任意後見受任者とする任意後見契約を結ぶことは可能でしょうか？

家庭裁判所において特別代理人の選任を受けた上で、受任者とならない親権者の片方と特別代理人とが共同で未成年者を代理し、受任者となる親権者との間で、任意後見契約を結ぶことができます。ただし、法律上、本人が未成年の間は、任意後見監督人を選任しないこととされていますので、契約の効力を生じさせることができるのは、本人が成年に達した日以降となります。

参考：民法

(親権者)

第八百十八条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(利益相反行為)

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

2 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

33

任意後見制度のまとめ

1. 何も言わない高齢者にも「このような生活をしたい」「このように支援してほしい」という想いはあるはず
2. 任意後見制度を利用して健康なうちに自ら準備しておくことが望ましい
3. 本来であれば法定後見制度より任意後見制度が利用される社会であるべきではないだろうか
4. 任意後見制度が多く利用されるためには、中核機関の機能によってご本人の秘めた想いを引き出してほしい
5. 中核機関においては積極的に任意後見制度が利用されるよう関わっていただきたい

(様式1)

任意後見契約等の重要事項説明書

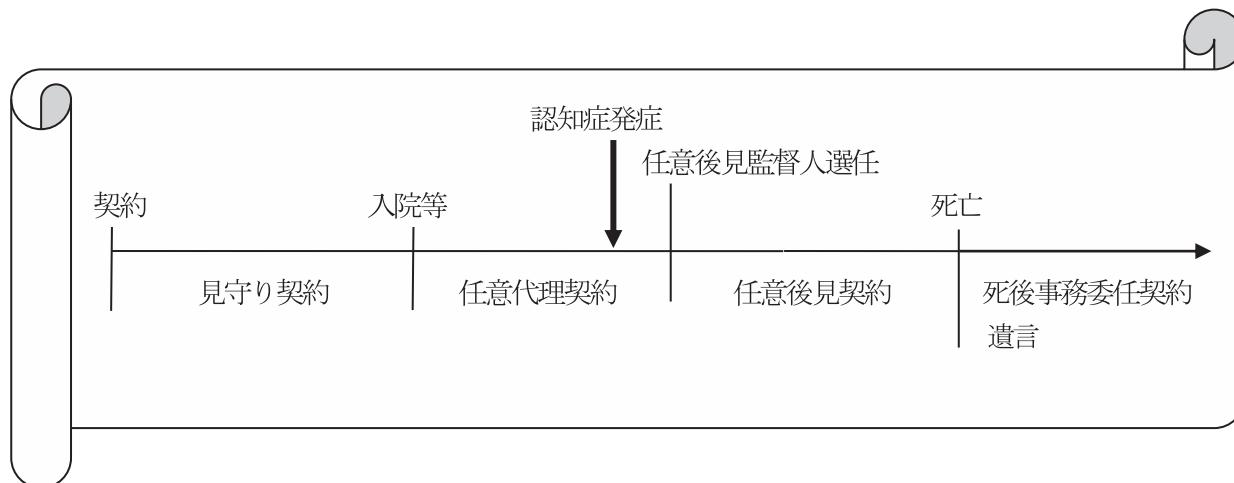
令和 年 月 日

委任者

様

任意後見契約等について、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

説明者：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 社員
 (任意後見) 受任者
 司法書士 印
 事務所
 電話番号



1. 任意後見契約について	<p>(契約の趣旨) 認知症等により判断能力が低下したときに備えて、あなたのために行う生活・療養看護及び財産管理に関する事務を事前に定めておきます。</p> <p>(事務の開始) 家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時から開始します。</p> <p>(事務の範囲) 契約で定めた代理権目録に記載された事務を行います。</p> <p>(任意後見開始の同意など) 任意後見を開始するにあたっては、原則としてあなたの同意を必要とします。ただし、あなたがその意思を表示することができない場合には、あなたの同意を得ずに、やむなく任意後見を開始する手続きを行うことがあります。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
---------------	---	--------------------------------------

2. 見守り契約	<p>(契約の趣旨) お元気なあなたと定期的に連絡をとります。お身体の状況や、判断能力を見守りながら信頼関係を深め、気軽に相談ができるようにする契約です。</p> <p>(事務の開始) 契約と同時に開始します。</p> <p>(事務の範囲) 電話連絡、訪問等あなたの状況を確認します。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
3. 財産管理等委任契約	<p>(契約の趣旨) あなたの判断能力に問題はありませんが、入院等の事情により、あなたへの援助が必要となったときのために行う事務の代理権を付与する契約です。</p> <p>(事務の開始) あなたが希望した時より開始します。</p> <p>(事務の範囲) 契約で定めた委任事務目録に記載された事務を行います。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
4. 死後の事務の委任契約	<p>(任意的契約) あなたの希望により、任意後見契約等に付随して結ぶものです。</p> <p>(契約の趣旨) あなたが亡くなられた時に、葬儀や未払債務の支払いなどに関する事務を行う代理権を付与する契約です。</p> <p>(事務の開始) あなたの死亡とともに開始します。</p> <p>(事務の範囲) 死後事務委任契約で定めた範囲で委任事務を行います。</p> <p>(見守り契約中の場合) この場合には、財産を管理していませんので死後事務は行うことができませんので、ご注意ください。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
5. 契約の変更について	<p>(変更の自由) 必要に応じて契約の内容を変更することができます。</p> <p>(変更の費用) 契約内容の変更は原則として公正証書で行いますので、公証人の手数料など費用がかかります。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
6. 契約の解除について	<p>(解除の自由) 契約した後でも、あなたから自由に解除することができます。但し、任意後見契約の発効後は、家庭裁判所の許可が必要です。</p> <p>(解除の費用) 任意後見契約の発効前の契約の解除は、公証人の認証を受けた書面で行いますので、公証人の手数料など費用がかかります。</p>	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
7. 遺言書の変更	一旦作成した後でも、自由に変更できます。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

8. 報酬等	契約書作成の報酬等	①任意後見契約書作成報酬 ②任意代理契約書作成報酬 ③死後事務委任契約書作成報酬 ④遺言書作成報酬 ⑤公証人の報酬 ⑥戸籍謄本等取り寄せの報酬 ⑦各種実費	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	契約書作成に至らない場合の報酬等	上記の報酬・実費は、契約に至らなくても進行度合いに応じて発生します。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	定額報酬（消費税別）	①見守り契約の場合 年額 円 ②任意代理契約の場合 月額 円 ③任意後見契約の場合 月額 円	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	上記契約の定額報酬以外の報酬	別紙のとおり 注) 受任者側において、書面を提示して説明してください。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	監督人報酬	①任意後見契約の場合→家庭裁判所が監督人の申立てにより決定します。 ②任意代理契約の場合→月額 円（消費税別）	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	死後の事務の報酬	金 円（消費税別）	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
9. その他	監督について	①任意後見契約の場合→家庭裁判所が監督人を選任します。 ②任意代理契約の場合→公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが監督します。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	任意後見人にはできないこと	任意後見契約は、あなたの生活のすべてを支援できるわけではありません。任意後見人であっても、たとえば次のようなことはできません。 ・事実行為 ・一身に専属する行為 ・身元引受人となること ・手術等の医療行為への同意 ・委任事務の範囲（代理権の範囲）を超えた行為 ・あなたの行った契約等法律行為の取消し	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

	任意後見から法定後見への移行に関すること	委任事務の範囲（代理権の範囲）を超えた事情の発生、あなたの行った不利益な契約等法律行為の取消しなど、任意後見契約では対処できません。このようなあなたの生活や財産を守りきれない状況が発生した場合には、やむなく法定後見へ移行する手続きを行うことになります。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>
	守秘義務及び個人情報の保護について	業務上知り得たあなたの個人情報は、正当な理由なくして、第三者に漏らすことはありません。但し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは社員である受任者を監督・指導する義務があるので、その範囲内において受任者より書面で報告を受けることになります。	月 日 説明済み <input type="checkbox"/>

この重要事項説明書を受領し、この書面に基づく説明を受け、内容に同意いたします。

令和 年 月 日
委任者

住 所

氏 名

印

上記説明に立ち会いました。

住 所

氏 名

印

*本レジュメの内容は、平成29年の講演会開催当時のままであり、その後の民法改正の内容が反映されておりませんので取扱いにご注意ください。

【参考資料②】任意後見等の理解

平成29年2月25日

足立区生涯学習センター 区民による区民のための生涯学習推進委託事業
「老後の不安を安心に変える賢い備え」
～認知症、介護と仕事両立、後見制度、足立区の施策～

「任意後見制度と遺言」

司法書士 矢頭範之

- 目次
- 1 任意後見制度と遺言の違いは何か？
 - 2 任意後見制度はどのような制度か？
 - 3 任意後見制度はどのような人に薦められるか？
 - 4 任意後見制度はどのような活用方法があるか？
 - 5 任意後見制度を利用する上でどのような注意点があるか？
 - 6 遺言はどのような制度か？
 - 7 遺言はどのような人に薦められるか？
 - 8 遺言はどのような活用方法があるか？
 - 9 遺言を利用する上でどのような注意点があるか？
- 附録（任意後見制度に関するQ&A）

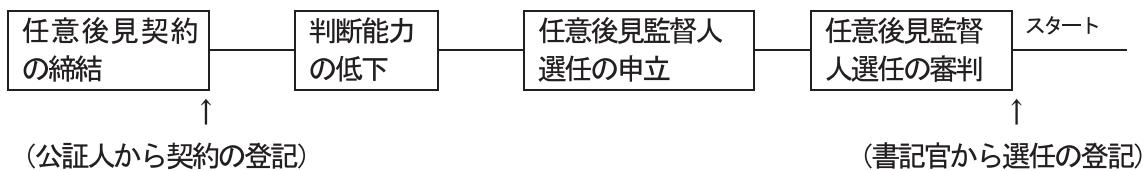
1 任意後見制度と遺言の違いは何か？

- ・任意後見制度　自己の判断能力が低下した時のために生活・療養看護・財産管理についての後見事務を預め委託する制度
→（自分の老後のための制度）
- ・遺言　自己の死後、その財産承継等について最終意思を表示しその実現を保障する制度。
→（自分の死後のための制度）

2 任意後見制度はどのような制度か？

- 1 任意後見契約の内容
(1) 任意後見契約の定義

- ・自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約
- ・特約　任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の定め



(2) 基本的な枠組み

①代理権の範囲

身上監護・財産管理に関する事項

代理権とは・・・

例えば、預貯金口座から預金の払戻しを受けたり、施設と入所契約の締結することを本人に代わって行う権限のことです。代理権がないにも関わらず本人に代わって行ったこれらの行為は、無権代理行為として、選任された法定後見人などが後に承認しない限り無効です。

財産管理事務として

- ・金融財産の管理・保存・処分
- ・不動産の管理・保存・処分
- ・定期的な収入の受領および費用の支払
- ・遺産分割・相続放棄など
- ・保険契約
- ・税金の申告など官公庁への行政上の手続き

身上監護事務として

- ・介護契約の締結・変更・解除
- ・施設入所契約の締結・変更・解除
- ・障害者自立支援法・介護保険法上の申請および異議申し立て
- ・医療契約（病院入院契約も含む）の締結・変更・解除

婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組の離縁等一身専属権に属する権限は対象外

「代理権を付与する委任契約」 契約などの法律行為が対象

介護などの事実行為は対象外

例えば、「事業者にヘルパーの派遣に関する契約を締結すること」は対象

「掃除をすること」は対象外

②停止条件付契約

任意後見契約を締結してもすぐにはスタートしない。

本人の判断能力が低下して、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき契約の効力が生じる仕組み

③任意後見人には誰がふさわしいか

誰がなるかについての資格制限はないが、任意後見監督人選任審判の障害事由として任意後見受任者を制限する規定がある。（任意後見法4条1項ただし書3号）

- ・未成年者
- ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ・破産者
- ・行方の知れない者

- ・本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
 - ・不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者
- * 不適任者を選任してしまうと権利・財産侵害の恐れがあるので、慎重に選任する必要がある。

⑥公正証書で契約書を締結する必要がある。

契約の有効性の担保、改ざんの防止、漏れなく登記する必要性、
登記事項証明書の発行

⑦公的機関の監督がなされる。

家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人を監督する。
家庭裁判所は任意後見監督人から報告を受ける方式で間接的に監督する。

⑧任意後見が法定後見に優先する。

「自己決定の尊重」の理念を反映したもの

⑨後見登記制度がある。

公的証明書の発行される。
法定後見開始の審理で任意後見契約の有無を確認できる

(3) 任意後見制度と法定後見制度の違い

	法定後見制度	任意後見制度
制度利用の端緒 鑑定の有無	申立権者による審判の申立て 補助は原則不要、保佐後見は原則必要	本人と任意後見受任者による契約 任意後見監督人選任手続について 原則不要
後見人等選任・ 権限付与の主体	家庭裁判所 (家庭裁判所は本人の意見を考慮しなければならない)	本人
権限の内容	代理権 同意権・取消権 よって、行為能力の制限がある	代理権 よって、行為能力の制限はない
効力の発生時期	審判の告知から2週間満了時	任意後見監督人選任審判の告知
権限の追加	申立てにより代理権、同意権・取消権を付与できる	新たな契約の締結が必要 意思能力の存在が必要
監督機関	家庭裁判所 後見等監督人は必須ではない	任意後見監督人(必須) 家庭裁判所は間接的監督
後見登記の手続	審判確定後裁判所書記官が登記嘱託手続を行う。	任意後見契約締結後公証人が登記嘱託手続を行う。(未発効) 任意後見監督人選任審判後裁判所書記官が登記嘱託手続を行う(発効)

解任事由の発生	後見人等の職務停止と職務代行者の選任→後見人等解任審判（職権可）	任意後見人の職務停止→任意後見人解任審判（申立てによる）
後見人の報酬	報酬付与審判による	契約に規定がなければ無償が原則。 報酬額は契約に規定する。 支払時期は、規定がなければ任意後見事務終了時。 よって、定期的に受領するためにはその旨の規定必要
監督人の報酬	報酬付与審判による	報酬付与審判による
終了事由	後見等開始審判の取消し 本人の死亡	本人の死亡・破産手続開始 任意後見人の死亡・破産手続開始 任意後見人解任・辞任、契約解除 法定後見開始

3 任意後見制度はどのような人に薦められるか？

1 どのような人に制度利用を薦められるか

- ① 一人暮らしでしかも身寄りがないので、判断能力が落ちた後のこと心配。
- ② 自分を後見してくれる人は、自分自身で選びたい。
- ③ 判断能力が落ちた後も、自分で決めたライフスタイルを続けたい。
- ④ 終末医療について、なるべく自分の希望どおりにしてもらいたい。
- ⑤ 葬儀や埋葬等について、自分の希望を叶えたい。

2 任意後見制度のメリット

- ①親族等に申立人を依頼する必要がない。
- ②本人と後見人との間に信頼関係を築き、希望などをつたえる情報交換する期間を得られる。

4 任意後見制度はどのような活用方法があるか？

1 複数の任意後見契約

- ①同時に複数の任意後見人が後見事務を行う場合
複数の任意後見契約の締結 職務分掌
注意点：一方の任意後見人が死亡などにより事務遂行が不可能となった場合の対応。
契約上職務分掌をしてしまうと、一方の代理権の範囲では本人の支援が不能となってしまう。
- ②ある任意後見人に死亡後、もう一人の任意後見人が事務を引き継ぐ場合
複数の任意後見契約の締結 一方のみを任意後見監督人選任 ライフプランの活用

2 「親亡き後」問題

知的障害者等の子においては法定後見制度の利用

親については任意後見制度の利用

3 見守り契約・財産管理等委任契約（任意代理契約）・遺言書との組み合わせ

（1）財産管理等委任契約（任意代理契約）との併用

（2）見守り契約との併用（特に、専門家が受任者となる場合）

（3）死後の事務の委任契約との併用

〔死後の事務処理に関する委任契約〕

第〇〇条 甲は、乙に対し甲の死後における次の事項を委任する。

- 1 甲の葬儀、埋葬、供養に関する事項
- 2 甲の生前に発生した本件後見事務にかかる債務の弁済
- 3 家財道具、身の回りの生活用品等の処分
- 4 その他本件後見事務の未処理事務
- 5 相続財産管理人の選任申立手続
- 6 復代理人の選任

② 前項の事務処理に要する費用は、甲の財産から支弁する。

（4）上記各方法と任意後見契約との関係

見守り契約

財産管理等委任契約（任意代理契約）

任意後見監督人

任意後見契約

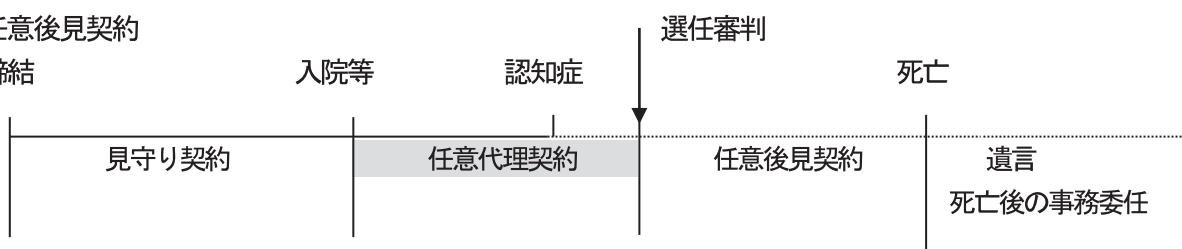
締結

入院等

認知症

選任審判

死亡



5 任意後見制度を利用する上でどのような注意点があるか？

1 任意後見契約と任意代理契約の併用

【事例1／2007年4月26日毎日新聞（東京朝刊）】

- ・元暴力団員Aが、一人暮らしの94歳女性にリフォーム業者として近づき、女性名義のアパートを6500万円で売却し、すぐ転売した。また、Aは行政書士であったBを紹介し、女性とBは任意代理契約と任意後見契約を締結した。
- ・AとBは、女性から2人が実質的に経営する会社への出資金として2000万円を出資させた。
- ・残りのアパート売却代金全額が勝手に引き出されていた。
- ・Bらは、女性の自宅である建物と借地権についても売却しようとした。
- ・女性は預金を引き出されたため、自宅を手放さざるを得ない状況となった。

① 財産上の権利侵害

② 任意代理契約からの移行が不確実

前段の任意代理契約における受任者への監視が機能していない。委任者の判断能力が低下しても受任者の意思次第で任意後見契約へ移行されない。

③ 財産管理するためのトラップ利用

任意後見制度を「看板」に契約しながら本質的な任意後見契約へ移行しないことの悪質性。

2 任意後見契約と遺言の併用

【事例2／2008年1月29日読売新聞（東京夕刊）】

- ・病院医師が元患者の高齢者と任意後見契約を締結し、同時に元患者の高齢者は公正証書遺言を作成し、その死亡により、医師は数億円に上る全財産の遺贈を受けた。
 - ・患者「一方ならぬお世話になった。心からの感謝の気持ち」
 - ・医師「女性の遺志を尊重し、財産すべてを大学の研究に寄付する。」
- その後患者は死亡したが、医師としての倫理の観点から週刊誌等で取りざたされ、結局この医師は遺贈を放棄した。

① 遺贈の誘導と制度へ信頼性

任意後見制度は委任者と受任者が密着性の高い制度。任意後見人が遺贈を受けることは、本人と任意後見人との関係が外部から見えにくいため、遺贈の誘導が疑われてしまい、任意後見制度自体の信頼性を損ねる。

② 利益相反

任意後見人は、本人の財産を利用して本人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高めるよう生活を支援する義務がある。

つまり、本人の財産は本人の生活のために利用されるべきであり、終了時の財産額によっては受任者が受領する額にも影響されることが考えられ、これは長期にわたる潜在的な利益相反関係を構成されると解され、倫理上の問題が生ずる。

3 即効型任意後見契約

① 契約意思の不透明さ

任意後見契約の内容の理解、その契約締結時の意思能力に疑義が生じる。

② 任意後見契約締結への誘導

判断能力が低下している委任者に対しては、受任者に有利な契約内容に誘導することが容易である。

③ 信頼関係の未構築

任意後見契約の効力が生じて任意後見人が本人への財産引渡しを求めたとき、本人が任意後見契約の趣旨を理解できていない、もしくは任意後見契約締結したこと自体を失念してしまうことから、財産引渡しが困難な場合がある。

4 その他今までにあったトラブル

①任意代理契約で報酬を高くとられた。

②親族の財産争いに巻き込まれる。

③自分より任意後見人が先に死亡してしまい、せっかく締結した任意後見契約は無意味となる。

5 考えられるトラブル。

①任意後見契約を締結し、遺言で任意後見人へ遺贈するよう誘導される。

②軽度の認知症発症時に本意でない任意後見契約を締結してしまう。

③任意後見契約を締結する上で人任せにしたため、後で後悔する。

④任意後見契約締結時に任意後見人に遠慮し、自分の希望を伝えらなかつたため不満が残る。

⑤付与した代理権について漏れがあったが、その代理権はどうしても必要なため、法定後見制度へ移行せざるを得ないことになる。

⑥悪徳商法等の被害に遭い、取消権がどうしても必要なため、法定後見制度へ移行せざるを得ないことになる。

6 トラブルに対する対処法

- ・任意後見制度をよく理解したうえで契約締結にはじっくり時間をかけること。
- ・もし不安や疑問が生じた場合は、遠慮することなく質問・確認し、納得いかない場合は、他の相談機関に相談し、それでも納得できない場合は契約締結を中断する。
- ・必要があれば、信頼できる人や機関に契約内容の決定に加わってもらう。
- ・任意後見人は慎重に選任する必要がある。
- ・親族に依頼する場合もにその「ひとりなり」や他の親族との関係そこから生じるリスクの有無を冷静に検討する。
- ・専門家に依頼する場合は、その所属団体を通して紹介してもらう。
- ・任意後見人に自分と同世代以上の人には選ばないほうがよい。
- ・契約内容、特に報酬については納得のいくまで説明を求める。(日当など不明確な部分についてはどんな時にどれだけの金額となるのか確認する。)
- ・軽度でも認知症が発症した場合は、法定後見制度の利用が望ましい。
- ・任意代理契約については監督人を置くことが望ましい。

6 遺言はどのような制度か？

1 「遺言」とは？

「遺言」とは、遺産の分配方法や、処分方法を定め、法律で決められている相続分と違った相続分を指定するなど財産承継事項や、子の認知など身分上の事項などを、自らの最終意思を実現させるもの。

2 遺言の性質

- ①単独行為（契約と違い、相手方を必要としない。）
- ②要式行為（必ず一定の方式に従って作成しなければ、法的効力は生じない。）
- ③死後行為（遺言を作成するのは生前だが、その効力が生じるのは遺言者の死後である。）
- ④遺言は法定事項に限られる。

（遺言できる事項は法律で定められている事項のみであり、他の事項を記載しても法的効果は生じない。）

- ⑤遺言はいつでも取り消すことができる。

3 遺言の方式の種類

① 自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文と、日付と、名前を自分で書き、印鑑を押印した遺言書。

★ 長 所

- a 費用がかからない。
- b 簡易である。
- c 証人は不要。

★ 短 所

- a 方式違反や内容不明で無効となる恐れがある。
- b 他人に破棄・変造される恐れがある。また、紛失の恐れもある。
- c 遺言者死亡後に家庭裁判所へ「検認の申立て」が必要になる。
- d 文字が書けないと遺言できない。
- e まちがえて書いたときの、訂正方法がとても複雑。

② 公正証書遺言

遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、これを公証人が公正証書として作成した遺言書。

★ 長 所

- a 法律家である公証人によって作成されるため、無効となる恐れがほとんどない。
- b 原本が公証人役場に保管されているため、紛失・変造のおそれがなく、相続人による隠匿・破棄のおそれもない。

2 家庭裁判所の検認が不要ないため、遺言者死亡後即座に遺言を執行できる。

3 文字が書けなくても遺言を残すことが可能である。また、聴覚・言語機能障害者でも、公正証書遺言はできる。

★ 短 所

- a 費用がかかる。
- b 公証人に作成してもらう必要がある。
- 2 証人が2人必要である。

③ 「秘密証書遺言」とは?

遺言書の本文は自分で書かなくともよいが、署名捺印は自ら行い、その証書を封じて封印し、これを公証人に提出し、公証人がその存在を証明した遺言書。

※この方式はとても面倒なため、あまり利用されていない。

④ 遺言ではないが「死因贈与」とは?

自分が死亡したら、財産を贈与するという契約のこと。

★ 長 所

- 1 遺言のように決められた要式を踏む必要がない。
- 2 死因贈与は、贈与を受ける者との契約であるため、贈与する者が病気であっても、代理人が贈与する者に代わって契約できる。
- 3 不動産については、贈与を受ける側は、自己の将来の権利を「所有権移転の仮登記」という方法で、あらかじめ保全できる。
- 4 執行者を定めることができる。

★ 短 所

- 1 所有権移転登記の際の登録免許税の税率が、相続より高い。
- 2 不動産取得税が課税される。

7 遺言はどのような人に薦められるか?

- ① 亡くなった後の相続人が一人もいない場合
- ② 遺言者に内縁の妻（又は夫）がいる場合
- ③ 長男死亡後も長男の両親の世話をしている長男の妻がいる場合
- ④ 夫婦の間に子供がなく、財産が現在の居住不動産のみの場合
- ⑤ 推定相続人の中に行方不明者がいる場合
- ⑥ 家業を継ぐ子供に事業用財産を相続させたい場合
- ⑦ 現在別居中で事実上の離婚状態にある配偶者がいる場合
- ⑧ 複数の子供の一人に障害をもつ者がおり、多くの遺産をその者の相続させたい場合
- ⑨ 再婚したことにより、例えば先妻の子供と、後妻がいる場合
- ⑩ 複数の子供の一人に幼くして養子になった者がいる場合
- ⑪ 自分亡き後の配偶者の生活が心配な場合

8 遺言はどのような活用方法があるか？

1 身分上の遺言事項

- ・認知
- ・未成年者の後見人の指定

2 相続に関する遺言事項

・<推定相続人の廃除>

遺言者に対して、虐待をしたり、重大な侮辱を加えたり、あるいは著しい非行がある相続人を、相続人から排除すること。

この排除の遺言を書くと、死亡後に、遺言執行者が家庭裁判所に排除の請求をすることになる。

☆「推定相続人の廃除」記載例

遺言者〇〇の三男〇〇は、平成〇〇年〇月〇日から、指定暴力団〇〇会の構成員となり、遺言者に暴力を再三にわたって加え、遺言者の生活資金を奪うなどの行為も繰り返してきた。これによって、遺言者は長年にわたり、多大な精神的かつ肉体的苦痛を受けてきた。したがって、遺言者は、三男〇〇を遺言者の推定相続人から廃除する。遺言執行者として次の者を指定する。(以下省略)

・<相続分の指定、その指定の委託>

遺言によって、法律に定められている相続分と異なる相続分を定めることができる。これを相続分の指定という。この相続分の指定が遺留分に反しない限り法定相続分の規定の適用がされないため、相続人間の遺産分割協議も順調に進む場合がある。

☆「相続分の指定」記載例

遺言者〇〇は、次のとおり各相続人の相続分を指定する。

妻〇〇 6分の4
長男〇〇 6分の1
長女〇〇 6分の1

妻〇〇は長年私を支え財産形成に協力してくれたので、上記のとおり遺言した次第である。

☆「相続分の指定の委託」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の友人である次の者に相続人全員の相続分を指定することを委託する。

住 所
氏 名
生年月日

*相続人や包括遺贈者を「相続分の指定」の受託者とすることはできないと解するのが通説である。

※相続分の指定を委託する場合は、委託される者が遺言者と相続人全員の関係を十分に把握しており、相続人に信頼されていることが望ましい。

☆この相続分の指定を第三者に委託する方法は、自分の老後を守るために活用することができる。

・<遺産分割方法の指定、その指定の委託>

遺言で各相続人に何を相続させるかを具体的に書くことを遺産分割方法の指定という。

☆ 「遺産分割方法の指定」記載例

遺言者〇〇は、本遺言により、次のとおり遺産分割の方法を指定する。

1 妻〇〇は、次の財産を相続する。

(1) 足立区〇〇1丁目240番19 宅地 200・06m²

(2) 同所同番地19 家屋番号240番19 居宅 木造スレート葺2階建
床面積 1階 50. 55m² 2階 50. 55m²

(3) 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金全部

2 長女〇〇には、〇〇信用金庫〇〇支店の預金全部を相続させる。

☆ 「遺産分割方法の指定の委託」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の友人である次の者に私の遺産の分割の方法を指定することを委託する。

住 所

氏 名

生年月日

・<特別受益の持ち戻しの免除>

特別受益の持ち戻しとは、相続人のうちの特定の者に生前贈与がなされた場合、各相続人の具体的相続分の算定に際して、その生前贈与分の価格を遺産に加えた上で、各相続人の取り分を計算すること。この計算方法が民法で定められている。

☆ 「特別受益の持ち戻しの免除」記載例

遺言者〇〇は、長男〇〇に対して、平成〇年〇月〇日に金〇〇円を贈与したが、共同相続人の相続分を算定する際には、長男〇〇に対する生前贈与について、その持ち戻しを免除する。

3 遺贈について

遺言で、相続人以外の者に遺産を無償で与えることを「遺贈」という。

☆ 「包括遺贈」記載例

遺言者〇〇は、全財産を次の者に遺贈する。

住所

氏名

生年月日

☆ 「割合的包括遺贈」記載例

遺言者〇〇は、次の者らに、遺言者の全財産を次の割合で遺贈する。

1 住所

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に2分の1

2 住所.....

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に4分の1

3 住所.....

氏名〇〇〇〇 (生年月日) に4分の1

※包括遺贈—遺贈の目的の範囲を、遺言者が自己の財産の全体に対する割合をもって表示した遺贈のこと。

☆ 「特定遺贈」記載例

遺言者〇〇は、わたしの面倒をみてくれた〇〇さんに、金〇〇万円を遺贈する。

※特定遺贈—遺贈の目的物が特定された遺贈のこと。

☆ 「負担付遺贈」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の内縁の妻である〇〇に現金〇〇〇万円と不動産を遺贈する。

ただし、受遺者は、養護施設に入所中の遺言者の長女〇〇に対して、同人が生存中、その生活費として毎月8万円ずつを毎月末日限り、長女〇〇の入所中の施設に支払うこと。

なお、上記受遺者が上記義務を履行しないときは、遺言者の全財産を長女〇〇に相続させる。

遺言執行者として〇〇を指名する。

※負担付遺贈—受遺者（遺贈を受ける人のこと）に一定の法律上の義務を課した遺贈。負担した義務を履行しない場合は、相続人が家庭裁判所に請求することにより、遺贈が取消される場合がある。

※民法第1027条

「負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。」

★ ただし、上記のような遺贈は受遺者がよほど信頼できないと難しい。

☆ 「停止条件付特定遺贈」記載例

遺言者〇〇は、遺言者のめいである〇〇が、司法書士試験に合格したときは、遺言者が司法書士事務所として使用する次の土地建物を遺贈する。（以下省略）

※停止条件付遺贈とは、一定の条件が達成されるまでは遺贈の効力を生じない遺贈のこと。

・<財団法人設立のための寄附行為>

☆ 「財団法人設立のための寄附行為」記載例

遺言者〇〇は、＊＊のため、次のとおり寄附行為をなし、前記遺言者の死後財団法人設立の意思を表示する。

1 目的 ・・・・

2 名称 財団法人〇〇会

（以下省略）

4 遺言の執行に関する遺言事項

遺言執行者とは、遺言者死亡後に遺言の内容を実現する人。

- ・<遺言執行者の指定>

☆「遺言執行者選任」記載例

遺言者〇〇は、本遺言の遺言執行者として、〇〇を指定する。但し、同人が死亡その他、遺言の執行をすることができないときは、本遺言の執行者として、〇〇を指定する。

5 その他の遺言事項

- ・<祖先の祭祀主宰者の指定>

☆「祖先の祭祀主宰者の指定」記載例

遺言者〇〇は、遺言者の葬儀の執行、納骨、祖先の祭祀を主宰すべき者として、次の者を指定する。

住所…

氏名〇〇

生年月日

- ・<生命保険金受取人の指定、その変更>

☆「生命保険受取人の変更」記載例

遺言者〇〇は、〇〇相互会社との間で、平成〇年〇月〇日に締結した生命保険契約（保険証券記号番号〇〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇、被保険者遺言者、保険金額3000万円）を締結し、その保険金受取人を長男〇〇と指定したが、この長男が死亡したため、上記契約による生命保険の受取人を長男の妻〇〇に変更する。

- ・<遺言の取消し>

- ・<「遺言事項」ではないが、「付言事項」というものについて>

紛争を抑止する効果があるといわれている。

☆「付言事項」記載例

わたしは、良き妻と良き子供達おかげで、今まで、楽しい人生を送ることができた。これはなにものにも替えられない幸福であり、深く感謝する。今後、わたしにもしものことがあっても、子供達は、母親にいつまでもやさしくし、くれぐれも遺産争いなどはせず、仲良く暮らして欲しい。

9 遺言を利用する上でどのような注意点があるか？

「遺留分」とは

遺言によって、民法で相続ができる権利の割合（法定相続分）と異なる内容の遺言も有効だが、ある程度制限を設けて相続人の権利を保障しようという制度で、各相続人に与えられた最低の相続権。

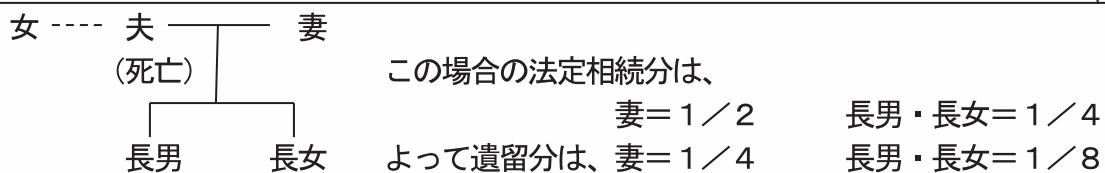
配偶者と子供が、相続人の場合では、配偶者の遺留分は、遺産の4分に1、

子供の遺留分は、本来の相続分の半分。

※兄弟姉妹には遺留分は無い。

その権利行使（受遺者等に対して遺留分減殺請求を行うこと。）をした場合のみ取戻しができる。

遺留分減殺請求の例



にも関わらず、遺言で「内縁の妻にすべての財産を遺贈する」とした場合、
遺産のうち妻は1/4、長男・長女は1/8を取り戻すための遺留分減殺請求をする
ことができる。

* 実際には遺留分減殺請求権を使用した場合、全相続財産に対する割合でその権利が認められることになり、具体的な相続財産をどのように配分するかについては協議が整わないと家族間の訴訟等による紛争に発展する可能性がある。

・<遺贈の減殺順序の指定>

これは、遺留分を請求されたとしても、どうしても遺言どおりに残したい財産がある場合に、減殺の順序を指定すること。

☆「遺贈の減殺順序の指定」記載例

遺言者〇〇は、長男〇〇に、別紙目録記載の不動産と預金・株券全てを相続させる。
二男〇〇には現金〇〇万円を相続させる。かりに、長女〇〇から、遺留分減殺請求があつたときは、長男〇〇が相続する財産についてだけ減殺するものし、その減殺は①預金②株券③不動産の順序でするものとする。

※ 附 錄 (任意後見制度に関するQ&A)

Q 1 一人暮らしで身よりもない。認知症になった場合や死後のことの不安。どうしたらいいの？

→ 任意後見契約（移行型）の利用。死後のこととは、死後の事務委任契約と遺言。

Q 2 任意後見人を弟に頼みたいが、弟も高齢（70歳代）。弟に万一のときに備えて優先順位をつけて任意後見契約ができるか？

→ 複数の任意後見契約は可能。但し、優先順位はつけられないので、任意後見受任者間で話し合っておく必要がある。

Q 3 自分の能力が低下したら、誰が任意後見監督人選任の申立てをしてくれるのか？

→ 任意後見受任者に任意後見監督人選任申立ての申立権がある。

→ 任意後見受任者の日ごろからの見守りが重要になるが、そのためには、任意後見契約に見守り義務条項を盛り込むか、見守り契約を結んでおくとよい。

Q 4 必要な支援をするのに代理権がなかった場合はどうすればよいのか？

→ 代理権を拡張するための変更契約は不可。

→ 従来の契約を維持しつつ、必要な代理権に関する新たな任意後見契約を締結するか、あるいは、従来の契約を解除し、必要な代理権を含めた新たな任意後見契約を締結する。

→ 本人に契約締結能力がない場合は、後見等開始申立を行うことになる。この場合、任意後見受任者・任意後見人から申し立てができる。

Q 5 監督人を妹に頼みたいが可能か？

→ 任意後見監督人の候補者として希望することはできるが、選任権はあくまでも家裁にある。

→ 任意後見監督人の職務の重要性、専門性を考えると、選任される可能性は低い。また、本人・任意後見人と利害関係のある人は、選任されない。

Q 6 どうやって監督するの？ 任意後見人がお財布を一緒にするなど不正をしていたら？

→ 任意後見監督人が直接監督し、家庭裁判所が間接的に監督する。

a 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、定期的に家庭裁判所に報告をしなければならない。

b そのために、任意後見監督人はいつでも任意後見人に対して事務の報告を求め、または任意後見人の事務や本人の財産の状況を調査することができる。また、家庭裁判所から任意後見監督人に対して、監督についての必要な指示がされることもある。

→ 任意後見人の解任（任8条）

a 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族または検察官の請求によって、任意後見人を解任することができる。

b 解任請求がない場合に、裁判所が職権で任意後見人を解任することはできない。

Q 7 途中で任意後見人を変えたくなったら？ 発効前と発効後では？

- 任意後見受任者・任意後見人を変えるには、任意後見契約の解除という手続きを踏む必要がある。
- 任意後見監督人の選任前の解除（任9条1項）
 - a 公証人の認証（公証人法58条以下）を受けた書面によることが要件とされている。
 - b 上記の方式による限り、各当事者は、委任の一般原則（民651条第1項）のとおり、原則として「いつでも」任意後見契約を解除することができる。
- 任意後見監督人の選任後の解除（任9条2項）
 - a 本人または任意後見人は、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。家庭裁判所の許可を得た後、相手方に対して契約解除の意思表示をすることになる。
 - b 任意後見人が職務を辞任したいときは、この手続きを取る。